

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13		府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。</p>		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第15条第37項〕		
減収見込額	[初年度] ー (▲1,436)	[平年度] ー (▲2,020)	(単位: 百万円)
	[改正増減収額] ▲300		
要望理由	<p>(1) 政策目的 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 再生可能エネルギーの普及は、低炭素社会の創出、国内エネルギー資源の拡大というエネルギー安全保障の強化に加え、新しいエネルギー関連産業の創出・雇用拡大という成長戦略の観点からも重要である。 政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、「2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。」と掲げており、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることとしている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とした電力需給の逼迫により、エネルギー安定供給の確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入を図ることが求められている。 このため、再生可能エネルギー発電設備を取得する者に税制上の措置を設け、設備保有初期段階の負担軽減を図ることにより、再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		
	ページ	13—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
	政策の達成目標	<p>○長期エネルギー需給見通し 新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画 エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画 太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p> <p>○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成25年3月29日衆議院、5月16日参議院） 三、東日本大震災の教訓を踏まえ、電力供給の安定確保の視点から、省エネルギー基準の強化、省エネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネルギー対策を一層加速して進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） ・2020年に約26兆円（現状8兆円）の内外のエネルギー関連市場を獲得する。 ・家庭や中小企業が、初期負担を抑えて太陽光パネルや蓄電池などを設置できるようにすることで、その導入を拡大する。 ・再生可能エネルギー投資が日本経済のコストではなく、強みとなるよう、日本が得意とする分野の一層の強化を図る。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年3月31日まで2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	<p>新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>再生可能エネルギーについて、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p>
	政策目標の達成状況	<p>新エネルギー導入量の推移（原油換算：万kl、目標：2020年度 2,455万kl）</p> <p>2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl 2010年度 1,368万kl 2011年度 1,381万kl</p> <p>再生可能エネルギーの一次エネルギー供給に占める割合（国内供給量割合：%、目標：2020年までに10%）</p> <p>2007年度 3.1% 2008年度 3.1% 2009年度 3.1% 2010年度 3.7% 2011年度 4.0%</p> <p>太陽光発電導入量の推移（発電出力：kW、目標：2020年度 2,865万kW）</p>

		<p>2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW 2010年度 361.8万kW 2011年度 491.4万kW</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	平成25年度の適用件数 13,518件(見込み)(平成25年2月までに運転開始した設備認定実績から推計。)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。</p> <p>平成25年2月末までに運転開始した設備により、年間およそ14億kWhの電力量を確保することができ、一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約25.8万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賄うことが可能と試算される。この結果、地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、再生可能エネルギーの導入による新たな雇用の創出、関連産業の活性化等の効果が期待できる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>立法措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度) <p>財政投融资</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー対策貸付
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>固定資産税の課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができず、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○財政投融资(日本政策金融公庫) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず、価格が高いのが特徴である。</p> <p>再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されており、発電量に応じた収入が調達期間において保証される。しかし、初期投資が大きいこと、導入当初は資産額が大きく、固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。したがって、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることによって、設置者のキャッシュフローが改善され、設置者の投資判断に影響を与えることとなる。</p> <p>太陽光発電設備のように導入計画から稼働までの期間が短いものは、短期間での導入加速化がみられるものの、風力発電設備や中小水力発電設備のように、比較的リードタイムが長く今後導入拡大が見込まれるものについても、現状の特例措置を延長し、引き続き税制上の支援措置を講ずることが必要である。また、本措置は固定価格買取制度の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。</p>
	ページ	13—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本税制措置は平成 24 年度に創設されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成 25 年度からであり、適用件数は平成 25 年度 13,518 件と見込まれる。(平成 25 年 2 月までに運転開始した設備認定実績から推計。)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置は平成 24 年度に創設されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成 25 年度からであり、適用件数は平成 25 年度 13,518 件と見込まれる。(平成 25 年 2 月までに運転開始した設備認定実績から推計。)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 23 年度に約 1,945 万 kW であったところ、平成 24 年 4 月～平成 25 年 2 月までに約 166.2 万 kW 導入され、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新エネルギーについては、2020 年度までに、2,455 万 kI（原油換算）、2030 年度までに 3,213 万 kI（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>また、再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 10% とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を 2020 年代のできるだけ早い時期に少なくとも 20% を超える水準となるよう取り組む。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成 32（2020）年に平成 17（2005）年度比で 20 倍になることを目指し、平均で年 20% 程度の拡大を維持する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 23 年度に約 1,945 万 kW であったところ、平成 24 年 4 月～平成 25 年 2 月までに約 166.2 万 kW 導入され、各種施策による効果が現れている。</p> <p>しかし、再生可能エネルギーによる発電電力量は、2012 年度の電源構成のうち 1.6% に過ぎず未だ普及の途上であり、更なる導入拡大を図るためには、初期投資が高いこと等が依然として課題となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p>
<p>ページ</p>	<p>13—3</p>